

**栃木老人ホーム建替え事業に係る基本計画策定・基本設計、  
実施設計・工事監理業務等委託プロポーザル 選定要領**

1 審査基準

審査基準は、別紙審査基準のとおりとする。

2 審査方法

審査委員会は、参加表明のあった事業者から提出のあった提案書等を審査する。

3 契約相手方候補者選定方法

提案を行ったものの中から総合得点が最も高い提案者を契約相手方候補者とし、総合得点が第2位の提案者を次点とする。

ただし、総合得点の最高点が同点の場合は、委員の投票により決する。

なお、契約相手方候補者との協議等が不調に終わった場合には、次点の事業所と交渉し契約する場合がある。